

自動車駐車場使用契約書

駐 車 場 の 表 示	所 在 地	0		
	名 称	0	指 定 場 所	No. 0

車 種 ・ 車 名 型 式		登 録 番 号	
---------------	--	---------	--

契 約 期 間	から	まで	1年間
---------	----	----	-----

名 称	金 額	車 庫 証 明 料	3,300円
月 払 金	駐 車 料 (税 込)	(税 込)	(車庫証明料 3,000円+消費税 300円)
	(駐車料 0円+消費税 0円) 消費税率10%		
小 計	0円	支 払 期 限	翌月分を毎月末日までに支払う
一 時 金	保 証 金	0円	支 払 方 法
小 計	0円		1. 口座振替 2. 振込
合 計	0円	振 込 先	金融機関：三菱UFJ銀行 岡崎支店 口座番号：普通・No.0271344 口座名義：株式会社ミュキサプリース

※口座振替の場合、別途手数料200円/月が必要です。

貸 主	氏 名	0	登 録 番 号	0
管 理 者	住 所	愛知県岡崎市上里三丁目3番地1		
	氏 名	株式会社ミュキサプリース	電 話	0 5 6 4 - 8 4 - 5 5 5 1
借 主	氏 名	0		
緊急時の連絡先	住 所		借主との関係	
	氏 名		電 話	

特約事項	1. 借主は最短でも 1900年3月31日 より後に本契約を終了することが出来るものとする。

貸主 _____ 0 _____ と借主 _____ 0 _____ は標記自動車駐車場使用契約を締結し、本契約を証するため本契約書を2通作成して当事者記名捺印の上、各1通を保管する。

年 月 日	
貸 主	住 所 _____ 氏 名 _____ 印 電 話 _____
借 主	住 所 _____ 氏 名 _____ 印 電 話 _____
媒介業者	免許証番号 _____ () 第号 所 在 地 _____ 商 号 _____ 代表取締役 電 話 _____ 取 引 士 _____

第1条 使用目的

借主は、標記の駐車場を標記の自動車の駐車用としてのみ使用する。

第2条 契約期間

契約期間は、標記のとおりとする。但し、期間満了の1ヵ月前までに貸主・借主双方より契約条件の改定や異議の申し立てのないとき、本契約は同条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第3条 駐車料

- 借主は、標記に従い、駐車料を貸主に支払わなければならない。但し、振込の場合、振込手数料は借主負担とする。
- 1ヵ月に満たない期間の駐車料は、暦日数で日割り計算した額とする。

第4条 駐車料等の増減

- 本契約の駐車料が、公租公課の増減、経済事情変動、あるいは近傍類似の駐車料と比較して不相当となったときは、当事者協議の上これを増減することができる。
- 借主は、消費税率が改定された場合、改定された消費税を支払うものとする。

第5条 保証金

- 借主は、保証金として標記の金額を貸主に預託する。
- 保証金は契約が終了したとき、未払いの駐車料、損害金、その他賃借人の負担すべき金銭を控除した残額を貸主より借主へ返還する。但し、保証金には利息をつけない。
- 前項の場合には、貸主は保証金から差し引く債権の額の内訳を借主に明示しなければならない。

第6条 車庫証明料

借主又は駐車場使用者において、「自動車保管場所使用承諾証明書」が必要となる場合、発行は、管理者が行うものとし、標記に従い、車庫証明料を支払わなければならない。

第7条 禁止事項

- 借主は駐車場内に契約者以外の自動車、その他物品を置いてはならない。
- 借主は駐車場を第三者に使用させたり、譲渡若しくは転貸したりしてはならない。
- 借主は駐車場内に工作物を設置し、又は現状を改造する等の行為をしてはならない。
- 借主は駐車場内に有害、危険若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。
- 駐車場を反復継続して反社会的勢力に利用させること。

第8条 借主の賠償責任

借主又はその関係者において、故意、過失、その他の事故により、貸主の設備・造作・その他駐車場の他の自動車等に生じた損害は、借主が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

第9条 免責事項

- 貸主は、駐車場で生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故損害に対して一切の責任を負わない。
- 第三者が無断で駐車した場合、貸主はその責めを負わない。

第10条 契約の解除

- 借主が、駐車料を2ヵ月分以上延滞したとき、貸主は催告の上、本契約を解除することができる。
- 借主が、第7条、その他本契約に違反し、本契約を継続することが困難であると認められるに至ったとき、貸主は本契約を解除することができる。

第11条 解約

- 当事者双方は、相手方に対して1ヵ月前に書面による解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 前項の規定にかかわらず、借主は解約の申入れの日から1ヵ月分の駐車料を貸主に支払うことにより解約申入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。
- 本契約終了後、借主の車両が本駐車場に駐車してあるときは、貸主は適宜な方法で撤去できるものとし、その費用は借主の負担とする。

第12条 連帯保証人

連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる一切の債務を負担しなければならない。

第13条 協議

貸主及び借主は、本契約書に定めのない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決する。

第14条 管轄裁判所

本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行う。

第15条 特約事項

標記の特約事項の内容通りとする。